



滋 健 福 政 第 721 号

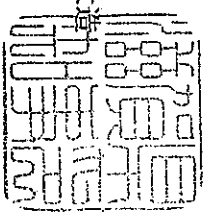
平成 29 年(2017 年)5 月 19 日

滋賀県社会福祉審議会

委員長 渡邊 光春 様

滋賀県知事 三日月

大造



共生社会づくりを指すための条例の骨格について (諮問)

本県では、これまで、誰もが暮らしやすい福祉しがづくり懇話会や共生社会推進検討会議等において、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会づくりに向けて、障害福祉関係者のみならず、あらゆる主体が共に考え、行動するための具体的な方策について検討してきましたところです。

その中で、従来からの「障害」の概念を捉え直し、ひきこもりなど様々な「生きづらさ」を抱える人を支援する制度の谷間の問題、社会参加や就労における課題に対して、社会福祉全般に関わるものとして、障害福祉関係団体、企業、行政、更には県民全体で取り組むことが求められています。

また、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (以下「障害者差別解消法」という。) が公布、平成 28 年 4 月に施行されました。これにより、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な法整備はなされたものの、規制の対象とする範囲、障害者差別に関する相談および解決に関する具体的な仕組みについては不十分であり、障害者差別解消法の実効性の補完が課題となっています。

以上のことから、障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀に根づく福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すことを決意し、その歩みを確かなものとするため条例を制定することが必要であると考えているところです。

このため、共生社会づくりを目指すための条例の骨格について、社会福祉法第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。